

札幌市職員採用集中広報業務 仕様書

1 業務の名称

札幌市職員採用集中広報業務

2 目的

本業務は、令和8年度の札幌市職員採用試験において、特に特別な公務員試験対策を必要としない「大学の部・SPI方式」のターゲット層に広く周知し、有為かつ多様な人材の確保、ひいては受験者数の大幅な増加に繋げることを目的とする。ターゲット層は20歳代のうち下記に該当する者とし、札幌市内在住者に限らず、市外又は北海道外在住者も対象とする。

- ・ 本市試験を受験したいが、公務員試験勉強が負担となり受験できていない方
- ・ 札幌市で就職・転職を希望している方
- ・ 民間企業への就職を志望している大学新卒者

これまでの手法に捉われず、競合する民間企業や他官庁の採用広報と比較し、優位性のある効果的な広報活動を展開するものとする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

本業務における集中広報活動は、令和8年1月5日（月）から令和8年3月27日（金）までの期間内で実施する。ただし、具体的な媒体の掲出・放映期間については、上記期間内で効果的な時期を委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

4 業務内容

受託者は、下記に定める業務を遂行するとともに、本業務の目的を達成するため、企画、運営、連絡調整及び費用の支払い等、一切の業務を業務範囲とする。

(1) 広報媒体の企画・制作・掲出・放映

ア 広報媒体の企画・提案・実施

ターゲット層に効果的にリーチできる広報物やデジタル媒体の企画、制作、掲出又は放映を行うこと。既存の広報媒体の活用に加え、本業務の目的達成に資する新たな広報媒体や手法について、積極的に提案すること。

イ 上記アで実施する広報媒体に用いる広報物のデザイン・印刷

札幌市人事委員会事務局から提供される素材（写真、動画等）を活用し、広報物のデザイン・印刷を行うこと。

必要に応じて、提供素材を最大限に生かし、広報物が映えるよう構図やレイアウトなどのアイデアを積極的に提供すること。

(2) 各種調整業務

広報物の掲出・放映に係る交通局等関係機関との調整、申請手続き、費用の支払い等を一括して行うこと。

本業務の遂行に必要な関係者との連絡調整を円滑に行うこと。

(3) 成果物の提出

本業務で制作した全ての広報物の元データ（写真、動画、デザインデータ等）を、委託者が指定する形式（jpeg、ai、PDF、indd、WMV、MP4等）で提出すること。

業務完了後速やかに、業務報告書（広報活動内容、考察、次年度以降への提言等を含む）を提出すること。

5 本業務で制作した各種素材の二次利用について

業務内容4(1)で制作した画像、動画等のデータについては、原則として委託者が管理・活用する媒体（札幌市公式ホームページ、SNS、各種説明会等）においても掲載・掲出できるようにすること。これらの素材については、契約期間後も、委託者が札幌市職員採用広報の目的において永続的に利用できるものとする。ただし、受託者が第三者から使用に係る許諾を得たものについては、受託者から事前に委託者に対し、その利用条件を明確に提示するものとし、委託者はその条件に従うものとする。

6 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責

任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

なお、成果物の中に使用する写真など、受託者が第三者から使用に係る許諾を得たものについてはこの限りではなく、委託者は本仕様に定める業務もしくは契約履行期間外に成果物を利用等する場合については、都度受託者に確認することとする。

- (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。